碧南市非常勤職員登録制度のご案内

市役所などで非常勤の会計年度任用職員として勤務していただける方にあらかじめ登録をしていただき、必要に応じて登録者の中から条件にあう方を選考し、採用する制度です。

1 登録の有効期限

登録の日から1年間

- ※ 登録の完了または有効期限満了のご連絡はいたしませんのでご了承ください。
- ※ この登録は他への就職等を拘束するものではありません。登録後、就職などにより登録の取り消しを希望されるときは、電話などで後記の問い合わせ先まで連絡してください。

2 募集職種

(1) 免許証・資格・経験を要する職種 保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師(市民病院勤務以外)、介護支援専門員、介護

(2) 免許証・資格・経験を要しない職種 事務員、保育園・幼稚園アシスタント、税・料金等の徴収員、交通指導員など ※ 詳しくは、別紙「主な職種・勤務先・報酬・免許等」をご覧ください。

3 任用期間

1年以内(再度の任用については、勤務成績等を参考に決定します。)

4 登録のための提出書類

認定調査員、運転手など

- (1) 「碧南市会計年度任用職員登録申請書」市役所 4 階秘書課人事係にあります。市ホームページ (https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/soumu/hishoka/) からもダウンロードできます。
- (2) 希望職種が免許・資格・経験を要する職種の場合には、必ず、その職種に必要な免許証・資格証等の写しを添付してください。希望職種が免許・資格・経験を要しない職種の場合には、免許証・資格証等の写しの添付は不要です。

5 登録から採用までの流れ

(1) 登録

「碧南市会計年度任用職員登録申請書」(写真を必ず貼付してください。)などの提出書類を秘書課人事係(市役所4階)に持参(土、日、祝日及び年末年始を除く午前8時半から午後5時15分の間)もしくは郵送してください。

※ ただし、郵送で書類等が不備の場合は、受付ができない場合もあります。

(2) 選考(書類審査及び面接試験の実施)

ア 会計年度任用職員を採用する必要が生じた場合、登録された方の中から、採用条件に一致する方を抽出し、面接試験の候補者を決定します(登録の受付順は考慮しません)。

- イ 候補者に対して市よりご連絡をし、勤務条件や業務内容の説明をします。
- ウ 面接試験を実施いたします。
- (3) 採否の決定

面接試験を行った結果をご連絡いたします。

6 注意事項

会計年度任用職員にも地方公務員法が適用されますので、採用された場合、秘密を守る義務(職務上知り得た秘密を漏らしてはならない)等が生じますので、十分にご注意ください。

7 その他

- (1) 採用は、業務発生状況等に応じて随時行いますので、ご登録いただいた場合でも採用されないことがあります。また、書類審査のみで面接試験に至らなかった場合についてはご連絡いたしません。あらかじめご了承ください。
- (2) 登録の取り消しを希望される場合にはご連絡をお願います。取り消しの連絡をいた だかない限り、登録は期限まで有効ですので、その間は市役所から面接等の連絡が入 る可能性があります。
- (3) 登録申請書にご記入いただいた個人情報につきましては、碧南市会計年度任用職員登録台帳への登録及び各所属課による候補者選考のために限り利用します。

8 問い合わせ先

〒447-8601 愛知県碧南市松本町 28 碧南市役所総務部秘書課人事係 TEL 0566-95-9862 FAX 0566-41-6868

E-mail jinji@city.hekinan.lg.jp

※ 市民病院勤務の会計年度任用職員につきましては、碧南市民病院経営管理部管理課総 務係までお問い合わせください。

(Tel: 0566-48-5050 HP: http://hospital.city.hekinan.aichi.jp/recruit/)

参考事項 【一般的な事務員(本庁勤務)の例です。職種によって異なります。】

1 職務内容 窓口業務及び一般事務など

2 任用期間 1年以内(再度の任用については、勤務成績等を参考に決定します。)

3 勤務日 月曜日~金曜日(※祝日を除きます。)

4 勤務時間 8時30分~17時(昼休憩60分)

5 有給休暇 労働基準法に基づき、基準日に付与します。

6 報 酬 時給1,217円(勤務年数に応じて、昇給制度有り。)

7 費用弁償 通勤距離区分に応じて1日につき次の表の金額を支給します。

距離区分	加算額
2キロ以上5キロ未満	95円
5キロ以上10キロ未満	200円
10キロ以上15キロ未満	338円
15キロ以上20キロ未満	476円
20キロ以上25キロ未満	6 1 4 円

- 8 期末手当 支給あり(※任用期間等の一定の条件あり)
- 9 健康保険・厚生年金の加入について

任用期間が2ヶ月以上ある方で、1日の所定労働時間が5時間45分以上かつ1週間の勤務日が4日以上、又は、任用期間が1年以上見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ報酬の月額が88,000円以上の見込みがある方は、加入していただきます。

- 10 雇用保険の加入について
 - 31日以上の任用見込みがある方で、1週間の所定労働時間が20時間以上である方は加入していただきます。
- 11 報酬の支払

毎月月末〆の翌月20日払い(その日が休みならば前の日)

12 退職手当 支給なし